

## 京都府犯罪被害者等支援条例 最終案

## 第1章 総則

|               |
|---------------|
| 第1条 目的        |
| 第2条 定義        |
| 第3条 基本理念      |
| 第4条 府の責務      |
| 第5条 府民の責務     |
| 第6条 事業者の責務    |
| 第7条 学校等の責務    |
| 第8条 民間支援団体の責務 |
| 第9条 支援に関する計画  |

## 第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

|                               |
|-------------------------------|
| 第10条 相談及び情報の提供等               |
| 第11条 日常生活の支援                  |
| 第12条 心身に受けた影響からの回復            |
| 第13条 安全の確保                    |
| 第14条 居住の安定                    |
| 第15条 雇用の安定                    |
| 第16条 経済的負担の軽減                 |
| 第17条 保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援    |
| 第18条 損害賠償請求に関する情報の提供等         |
| 第19条 大規模な事案における支援             |
| 第20条 府内に住所を有しない者等への支援         |
| 第21条 インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援 |
| 第22条 民間支援団体等に対する支援            |
| 第23条 府民等の理解の増進                |

## 第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制

|                |
|----------------|
| 第24条 支援調整会議    |
| 第25条 人材の育成及び確保 |

## 第4章 雑則

|             |
|-------------|
| 第26条 財政上の措置 |
|-------------|